

島根労働局

改正労働施策
総合推進法等説明会参加費
無料事前
予約制

先着順

2026年
10月1日より

カスタマーハラスメント、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止対策が義務化されます。

また、『同一労働同一賃金ガイドライン』が改正されます。

本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します。

会場・日時

松江会場	7/31(金) 14:00~ (受付開始 13:40) ※申込締切:7月24日(定員に達し次第、募集終了)	くにびきメッセ 国際会議場 (松江市学園南1丁目2-1) 定員200名
出雲会場	8/18(火) 14:00~ (受付開始 13:40) ※申込締切:8月11日(定員に達し次第、募集終了)	出雲市民会館 301会議室 (出雲市塩冶有原町2丁目15) 定員100名
浜田会場	8/24(月) 14:00~ (受付開始 13:40) ※申込締切:8月17日(定員に達し次第、募集終了)	浜田市総合福祉センター 会議室1 (浜田市野原町859-1) 定員70名
益田会場	8/31(月) 13:30~ (受付開始 13:10) ※申込締切:8月24日(定員に達し次第、募集終了)	益田市人権センター あすなろ館多目的ホール (益田市須子町3-1) 定員100名

※事前申込みが必要です。下記にてお申込みください。

プログラム

- カスタマーハラスメント防止対策について
- 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止対策について
- 『同一労働同一賃金ガイドライン』に関するルール改正について
- その他の法改正等について

※説明会の時間は概ね2時間を予定しています。

対象

企業の人事・労務担当者、経営者、労働組合、労働者等

申込方法

「あかるい職場応援団」(厚生労働省が運営するポータルサイト)からお申し込みください。

●お申し込みのURL→https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/countermeasure/briefing_session/#shimane

※定員の都合上、各企業1名までのご参加をお願いいたします。



「あかるい職場応援団」HP

説明会に関する
お問い合わせはこちら

島根労働局雇用環境・均等室

TEL 0852-31-1161 (受付時間 平日8:30~17:15)

労働施策総合推進法等改正のポイント

カスタマーハラスメントって？

職場での「カスタマーハラスメント」とは、①～③を全て満たすものをいいます。

- ①顧客等の言動であって、
- ②そこで働く労働者が従事する業務の性質・その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

カスタマーハラスメント防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- カスタマーハラスメント発生後の迅速・適切な対応 etc・・・

求職者等に対するセクシュアルハラスメントって？

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により、求職者等による求職活動等が阻害されるものを言います。

- 求職者等：求人への応募者のほか、企業の採用に資する活動への参加者や、教育実習や看護実習などの実習を受けるものを含みます。
- 求職活動等：企業の採用面接への参加、就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習・看護実習等の受講 etc・・・

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- 求職者ハラスメント発生後の迅速・適切な対応 etc・・・

同一労働同一賃金ガイドライン等改正のポイント

雇入れ時の労働条件明示事項が追加されます！

パートタイム・有期雇用労働者を雇入れた時の労働条件明示事項として、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります（違反した者は10万円以下の過料に処されます）。

<input type="checkbox"/> 昇給の有無	}	現行の 明示事項
<input type="checkbox"/> 退職手当の有無		
<input type="checkbox"/> 賞与の有無		
<input type="checkbox"/> 相談窓口		
<input type="checkbox"/> 待遇の相違等に関する説明を求めることができる旨	}	新たな 明示事項

「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！

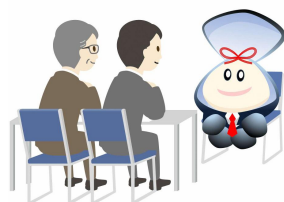
パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、待遇について不合理な差を設けることを禁止しています（いわゆる「同一労働同一賃金」）。

新たに「同一労働同一賃金ガイドライン」に次の内容が追加されます。

- 賞与・退職手当、無事故手当、家族手当、住宅手当
- 福利厚生施設の料金・割引率等の利用条件
- 病気休暇、夏季冬季休暇
- 褒賞

雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！

- 必要な職業訓練の実施や自ら教育訓練等を受ける機会確保の援助
- 公正な評価に基づく賃金決定
- 過半数を代表する者の要件等の留意
- 福利厚生施設の利用に関する便宜供与の配慮
- 正社員転換推進措置の実施方法等についての配慮
- 待遇差についての説明方法に関する工夫
- 労使の話し合いの促進のための配慮
- 雇用管理の改善等に関する情報の公表



厚生労働省
島根労働局



島根労働局公式キャラクター しじろー
島根労働局が、人々の生活に思いを寄せ、豊かにしている「宍道湖のしじろ」のように、小さながらも極めた「我」の半端で働く人や会社を支える存在でありたい。「人と人」、「人と仕事」、「人と会社」の縁を結ぶ存在でありたいという思いを込めたキャラクターです。



説明会に関する
お問い合わせはこちら

島根労働局雇用環境・均等室

TEL 0852-31-1161 (受付時間 平日8:30~17:15)